### 保育時間

## (1) 1号認定(幼稚園部)

実施日	時間	実施しない日
月曜日~金曜日	9:00~14:00	土曜日,日曜日,祝日,代休日,三季休業日(7月20日~8月31日,12月25日~1月6日,3月23日~4月9日)

#### (2) 2 · 3 号認定(保育所部)

実施日	時間	実施しない日
	保育短時間認定	日曜日, 祝日, 年末年始(12月 29日~1月
月曜日~土曜日	8:30~16:30(最大)	3 日)
	保育標準時間認定	
	7:00~18:00(最大)	

# 預かり保育(1号認定(幼稚園部))

保護者の疾病や就労,兄弟姉妹の参観等により,一時的な保育を必要とする1号認定の子ども への預かり保育を次のとおり行います。

実施時期	区分		保育時間		保育料		
	Α	終日利用	9:00	~16:30	日額	1,300円	
三季休業	В	午前利用	9:00	~14:00	日額	800 円	
	С	午後利用	14:00	~16:30	日額	500 円	
学期中	D	式日の利用	式典終了後~	~16:30	日額	1,000円	
	Е	平日の午後利用	14:00	~16:30	日額	500 円	

- ※ 利用月の前月15日までに申請書の提出が必要です。
- ※ 区分A, B, Dの場合は、給食費(1食230円)が別途必要です。
- ※ 各区分内の利用時間によらず、預かり保育料は定額です。
- ※ 土、日、祝日、代休日、年末年始(12月29日~1月3日)の預かり保育はありません。
- ※ 1か月当たり15日までの利用となります。
- ※ 幼児教育・保育の無償化により、次の条件に該当する方の預かり保育料が1日450円まで無償化の対象となります。
  - ・ 満3歳以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性\*のある子ども ただし、上限月額11、300円。
  - \* 「保育の必要性」とは、「4日/週かつ、4時間/日以上就労している」などの条件を満たしていることをいいます。

## 延長保育(2・3号認定(保育所部))

保護者の就労状況等により,通常の利用日及び利用時間以外での保育を必要とする2・3号認定の子どもへの延長保育を次のとおり行います。

認定区分	実施日	実施時間	延長保育料
保育短時間	月曜日~土曜日	7:00~8:30	
		16:30~18:00	基本料金・・・月額2000円
		18:00~19:00	(1日も利用がなくても必要)
		(土曜日を除く。)	利用料金・・・1回 200円
保育標準時間	月曜日~金曜日	18:00~19:00	